第3部 介護保険サービス 関係 は 分護保険

.



第1章 介護保険サービス見込量

1 佐倉市の介護保険事業の特徴(令和2年度)

厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システム(http://mieruka.mhlw.go.jp/)を用いて、佐倉市の介護保険に関するデータを把握・分析しました。

(1) 人口及び世帯(平成27年国勢調査データ)

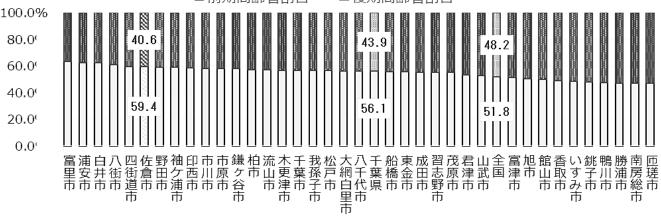
①高齢化率及び前期・後期別高齢者割合

佐倉市は、全国・千葉県と比較して、高齢化率は高い状況ですが、前期高齢者の割合が 高く、後期高齢者の割合が低い傾向となっています。

	佐倉市	千葉県	全 国
高齢化率	28.6%	25.5%	26.3%
前期高齢者(65歳以上75歳未満)割合	59.4%	56.1%	51.8%
後期高齢者(75歳以上)割合	40.6%	43.9%	48.2%

□前期高齢者割合

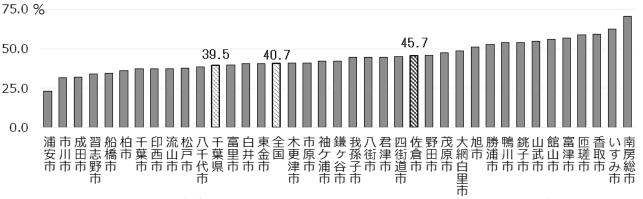
■後期高齢者割合



出典:厚生労働省 見える化「システム」A2.高齢化率、A3-a.前期・後期別高齢者割合 平成27年(2015年)時点

②高齢者を含む世帯の割合

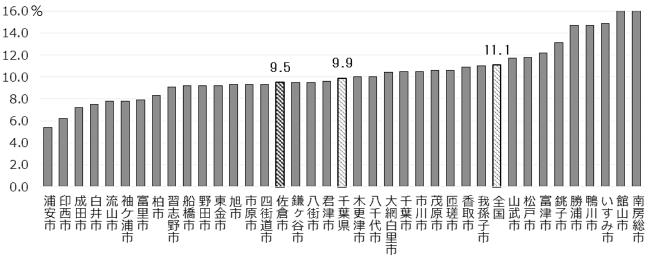
佐倉市は、全国・千葉県と比較し、高齢者を含む世帯の割合が高い傾向となっています。



出典:厚生労働省 見える化「システム」 A6-a. 高齢者を含む世帯の割合 平成 27年(2015年) 時点

③高齢者独居世帯の割合

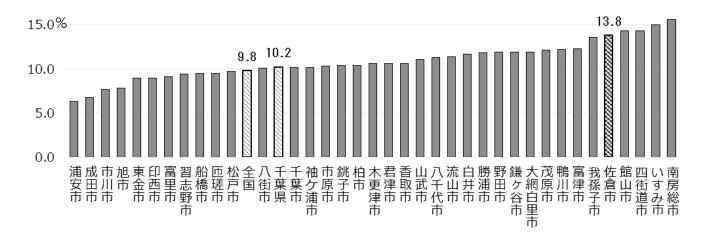
佐倉市の高齢者独居世帯数は 6,529 世帯です。全国・千葉県と比較して、高齢者独居世帯の割合は低い傾向となっています。



出典: 厚生労働省 見える化「システム」 A7-a.高齢独居世帯の割合 平成 27年 (2015年) 時点

④高齢者夫婦世帯の割合

佐倉市の高齢者夫婦世帯数は 9,470 世帯です。全国・千葉県と比較して、高齢者夫婦世帯の割合は高い傾向となっています。



考察

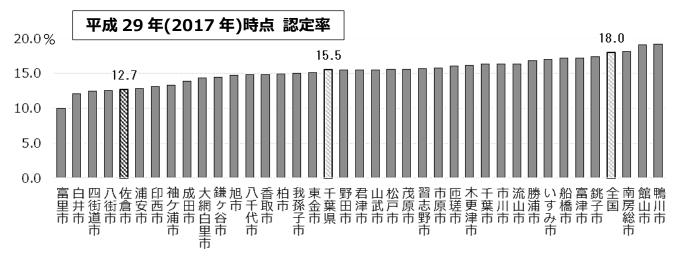
高齢化率は、全国や千葉県平均よりも高いものの、前期高齢者(65歳以上74歳未満)の割合が高いのが特徴です。また、高齢者独居世帯の割合はそれほど高くなく、高齢者夫婦世帯などの高齢者を含む世帯の割合が比較的多い状況といえます。

(2)認定

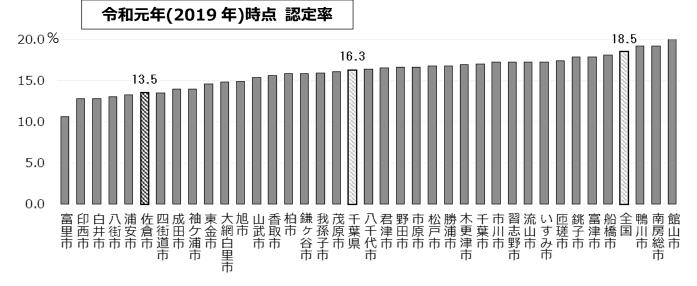
①要介護 (要支援) 認定率

認定率は、全国・千葉県と比較して低い傾向となっています。令和元年度における佐倉市の認定率は、平成29年度と比較すると0.8ポイント上昇しています。

	佐倉市	千葉県	全国
平成 29 年(2017 年)時点 認定率	12.7%	15.5%	18.0%
令和 元年(2019年)時点 認定率	13.5%	16.3%	18.4%



出典:厚生労働省「見える化」システム B4-a.認定率 平成29年(2017年)時点

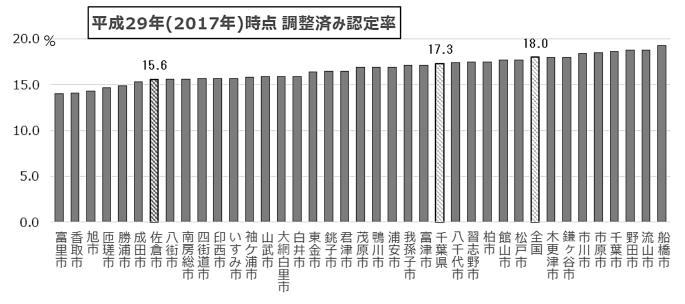


出典:厚生労働省「見える化」システム B4-a.認定率 令和元年(2019年)時点

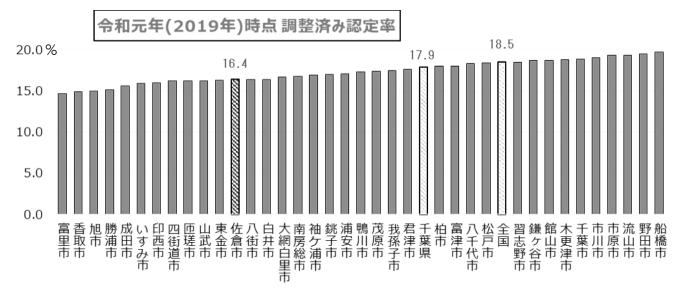
②調整済み要介護(要支援)認定率

一般的に後期高齢者の認定率は、前期高齢者のそれよりも高くなるので、大きな影響を 及ぼす「第 1 号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率である調整済み認定率 を用いて比較します。

調整済み認定率も、全国・千葉県と比較して低い傾向となっていますが、平成29年度に比べ、令和元年度は0.8ポイント上昇しています。



出典:厚生労働省「見える化」システム B5-a.調整済み認定率 平成29年(2017年)時点

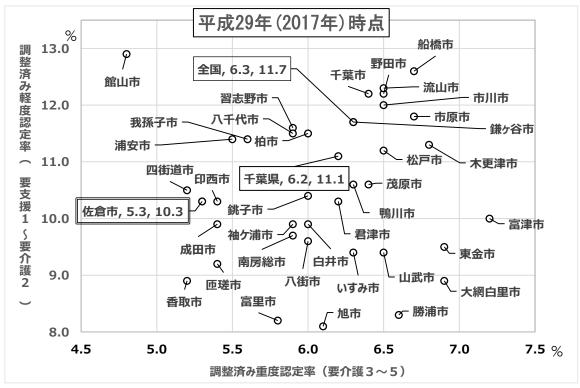


出典:厚生労働省「見える化」システム B5-a.調整済み認定率 令和元年(2019年) 時点

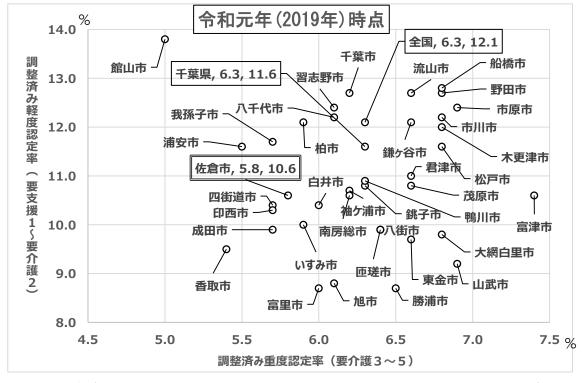
③調整済み重度認定率・軽度認定率の分布

横軸の「重度認定率」は、要介護3以上の認定者の人数を第1号被保険者の人数で除した値、縦軸の「軽度認定率」は、要支援1~要介護2の認定者の人数を第1号被保険者の人数で除した値を表しています。

調整済みの重度調整済み認定率及び軽度認定率も、全国・千葉県と比較して低い傾向となっています。



出典:厚生労働省「見える化」システム B6.調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布 平成 29 年(2017年)時点



出典:厚生労働省「見える化」システム B6.調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布 令和元年(2019年)時点

考 察

佐倉市の認定率は、県内では37市中6番目に低いものです。これは、佐倉市では前期高齢者の割合が多いことや一人暮らし高齢者の割合が比較的少ないことに加え、市の介護予防活動への取組みや個々の高齢者の積極的な社会参加等の要因が、複合的に重なった結果と推察されます。

一方、調整済み認定率についても、軽度者認定率、重度者認定率ともに県内で比較的低位を示していることから、今後は、認定率に影響を与えている要素の詳細な検討を行うとともに、印旛地域の市の認定率が押し並べて比較的低位であることを踏まえ、世帯構成や運動習慣等の広域的な把握も考慮して、要因分析をする必要があると考えます。

2 被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計

(1)被保険者数の推計

○ 被保険者数の推計(各年9月末時点、外国人を含む。)

単位:人

			実績				推計		
	区分		第7期			第8期		第9期	第14期
	运 刀	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
		(2018年)	(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2025年)	(2040年)
全	人口	175,904	175,279	173,979	172,997	171,901	170,709	168,010	137,836
	1号被保険者 5歳以上)	54,100	54,952	55,829	56,415	56,810	57,074	57,394	56,243
	65~74歳	29,559	28,757	28,720	28,569	27,195	25,717	23,109	24,476
	75歳以上	24,541	26,195	27,109	27,846	29,615	31,357	34,285	31,767
	2号被保険者 0~64歳)	59,357	59,199	58,689	58,371	58,168	57,909	57,297	41,763

[※] 令和2年9月末時点の住民基本台帳人口を基準としており、佐倉市人口ビジョンの推計人口とは異なります。

実績:令和2年以前は、各年の9月末時点の住民基本台帳人口。

推計:令和3年以降は、住民基本台帳人口によるコーホート変化率法で算出。

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

○ 要支援・要介護認定者数の推計(第2号被保険者(40~64歳)を含む。)

単位:人

		- +±				144=1		平位.八
		実績				推計		
区分		第7期			第8期		第9期	第14期
巨刀	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	(2018年)	(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2025年)	(2040年)
要支援1	1,247	1,268	1,253	1,227	1,271	1,330	1,535	1,793
要支援2	1,395	1,464	1,506	1,512	1,575	1,644	1,818	2,248
要介護1	1,122	1,111	1,197	1,182	1,231	1,288	1,623	2,172
要介護2	1,018	1,103	1,168	1,237	1,278	1,330	1,453	1,995
要介護3	872	918	959	991	1,059	1,113	1,235	1,763
要介護4	959	1,007	1,058	1,087	1,146	1,205	1,414	2,092
要介護5	655	672	721	783	826	859	895	1,216
計	7,268	7,543	7,862	8,019	8,386	8,769	9,973	13,279

出典:地域包括ケア「見える化」システムから(令和2年11月17日推計)各年9月末時点

3 介護保険サービス等の見込み

介護保険で利用可能なサービスの一覧は次のとおりです。

	サービス種別	介護給付 要介護1~5	予防給付 要支援1・2
	①訪問介護	0	
	②訪問入浴介護	0	0
	③訪問看護	0	0
	④訪問リハビリテーション	0	0
	⑤居宅療養管理指導	0	0
(1)	⑥通所介護	0	
(1) 居宅サービス	⑦通所リハビリテーション	0	0
店七り一七人	<u></u> ⑧短期入所生活介護	0	0
	⑨短期入所療養介護	0	0
	⑩福祉用具貸与	0	0
	①特定福祉用具購入費	0	0
	⑫住宅改修	0	0
	③特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)	0	0
	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	
	②夜間対応型訪問介護	0	
	③認知症対応型通所介護	0	0
(2)	④小規模多機能型居宅介護	0	0
地域密着型	⑤認知症対応型共同生活介護	0	○ 要支援 2 のみ
サービス	⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	
	⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	
	⑧看護小規模多機能型居宅介護	0	
	⑨地域密着型通所介護	0	
	①介護老人福祉施設	0	
(3)	②介護老人保健施設	0	
施設サービス	③介護医療院	0	
	④介護療養型医療施設	0	
(4)居宅介護	雙支援	0	0

(1) 居宅サービス・居宅介護予防サービス

① 訪問介護

訪問介護員が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯その他の日常生活上の援助などを行うサービスです。

		第7期	実績	第7期見込		第8期		今和7年	△和00年由
項目		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護給付	回/月	20,354	20,930	21,944	21,645	22,928	24,324	25,853	36,427
刀。麦和门	人/月	782	804	846	850	902	955	1,033	1,439

② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

訪問介護員と看護師などが寝たきりの方などの居宅を移動入浴車で訪問し、特殊浴槽を居宅に持ち込んで入浴の介助を行うサービスです。

項	目	第7期 平成30年度 (2018年度)	令和元年度	第7期見込 令和2年度 (2020年度)	令和3年度	第8期 令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護給付	回/月	290	318	408	449	527	573	580	816
刀。夜和竹	人/月	64	63	71	73	84	91	93	131
マ 叶	回/月	5	2	1	1	3	3	3	3
予防給付	人/月	2	1	1	1	2	2	2	2

③ 訪問看護、介護予防訪問看護

看護師などが居宅を訪問し、主治医と連携をとりながら病状の観察や床ずれの手当 て、看護業務の一環としてのリハビリテーションなどを行うサービスです。

項	目	第7期 平成30年度 (2018年度)	令和元年度	第7期見込 令和2年度 (2020年度)	令和3年度	第8期 令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
△羅松八	回/月	3,160	3,875	4,790	5,432	5,926	6,379	6,818	9,601
介護給付	人/月	323	379	437	478	518	558	598	841
マ 叶	回/月	1,103	1,272	1,478	1,653	1,787	1,883	2,036	2,491
予防給付	人/月	123	135	138	147	153	160	173	211

④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが居宅を訪問し、主治医と連携をとりながら日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

		第7期	実績	第7期見込		第8期		人 和7年年	△和00左曲
項	目	平成30年度 (2018年度)		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護給付	回/月	703	703	921	902	983	1,067	1,146	1,606
八章和刊	人/月	50	49	57	57	62	67	72	101
予防給付	回/月	299	350	366	396	401	400	436	530
1, M1 147	人/月	24	29	29	32	34	35	38	46

⑤ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を 行うサービスです。

II.		第7期	実績	第7期見込		第8期		今和7年	△和00年度
項	目				令和3年度		令和5年度	(2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2020 1)27	(2010 1 1)27
介護給付	人/月	767	866	960	1,044	1,159	1,247	1,337	1,880
予防給付	人/月	147	155	158	164	172	182	197	239

⑥ 通所介護 (デイサービス)

通所介護施設において、食事、入浴の提供や、日常生活動作訓練、レクリエーションなどを行うサービスです。

		第7期	実績	第7期見込		第8期		公和7 年帝	△和22年由
項	目	平成30年度	令和元年度	令和2年度		令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2020 + 1)2/	(2010-1)又)
介護給付	回/月	12,058	12,643	11,799	12,260	13,060	13,961	15,231	21,243
い。一般では、	人/月	1,140	1,198	1,119	1,165	1,243	1,330	1,451	2,022

⑦ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、医療機関に通い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などに よる日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

項	目	第7期 平成30年度 (2018年度)	令和元年度		令和3年度	第8期 令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
人 選纵 <i>从</i>	回/月	2,945	2,968	2,694	2,700	2,840	2,997	3,272	4,625
介護給付	人/月	313	326	302	311	333	356	389	549
予防給付	人/月	99	109	74	81	87	91	99	121

⑧ 短期入所生活介護 (ショートステイ)、介護予防短期入所生活介護

短期入所施設において、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の援助、 機能訓練などを行うサービスです。

		第7期	実績	第7期見込		第8期		今和7左 薛	令和22年度
項	目	平成30年度 (2018年度)			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	(2040年度)
介護給付	回/月	5,246	5,277	5,077	4,999	5,440	5,889	6,378	9,081
刀。该和门	人/月	463	459	389	380	410	438	473	669
予防給付	回/月	191	206	116	114	128	137	145	178
וין מענעו זי	人/月	37	36	17	15	17	18	19	23

⑨ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設等において、短期間入所のもと、看護、医学的管理の下における 介護、機能訓練その他の必要な医療、日常生活上の援助などを行うサービスです。

		第7期	実績	第7期見込		第8期		人 和7左在	△和00年年
項	目	平成30年度 (2018年度)		令和2年度 (2020年度)		令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護給付	回/月	249	273	143	142	161	171	203	278
八岐川川	人/月	35	35	19	18	20	21	25	34
予防給付	回/月	13	4	2	2	4	4	4	4
ניו ביידעעויו	人/月	1	1	1	1	2	2	2	2

⑩ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

車椅子、特殊ベッドなど、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸し出すサービスです。

		第7期	実績	第7期見込		第8期		今和7左 薛	△和00左由
項	目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2025年度)	(2040年)及/
介護給付	人/月	1,459	1,534	1,655	1,686	1,790	1,919	2,079	2,928
予防給付	人/月	761	818	821	870	926	976	1,061	1,291

⑪ 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

入浴や排せつなどに使われる特定福祉用具の購入費を支給します。

項	目	第 7 期 平成30年度 (2018年度)	令和元年度		令和3年度 (2021年度)	第8期 令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護給付	人/月	25	26	31	31	33	36	38	54
予防給付	人/月	18	19	21	21	21	23	24	29

⑫ 住宅改修、介護予防住宅改修

居宅の手すりの取付けや段差の解消などの小規模な改修費用を支給します。

		第7期	実績	第7期見込		第8期		公和7 左帝	△和22年由
項	目	平成30年度 (2018年度)			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護給付	人/月	23	23	21	27	27	31	33	46
予防給付	人/月	28	23	20	24	26	27	29	36

③ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、ケアハウスなどの入居者に対し、介護サービス計画に基づいて、 入浴、排せつ、食事等の介護やその他日常生活上の援助などを行うサービスです。

		第7期	実績	第7期見込		第8期		令和7年度	令和22年度
項	目				令和3年度	令和4年度	令和5年度	(2025年度)	(2040年度)
		(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2020 1)2/	(2010 /2/
介護給付	人/月	291	331	347	454	484	505	505	688
予防給付	人/月	123	111	94	99	103	106	106	124

⑭ 居宅介護支援、介護予防支援

介護支援専門員(ケアマネジャー。介護予防支援にあっては保健師など)がケアプランを作成し、ケアプランに基づき介護サービスの提供が確保されるよう、介護サービス事業所との連絡調整を行います。

	項目		実績	第7期見込		第8期		今和7年 薛	令和22年度
項	目	平成30年度 (2018年度)			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		(2040年度)
介護給付	人/月	2,416	2,535	2,693	2,782	2,969	3,144	3,430	4,788
予防給付	人/月	915	977	966	1,018	1,081	1,135	1,235	1,501

(2)地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護員、看護師などが1日複数回定期的に、または通報を受けて随時居宅を訪問し、介護サービスと看護サービスとを一体的に提供するサービスです。

		第7期	実績	第7期見込		第8期		公和7 左帝	△和22年度
項	目				令和3年度 (2021年度)		令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護給付	人/月	8	11	12	13	40	43	47	63

② 夜間対応型訪問介護

排せつケアを中心に定期的な巡回訪問や随時通報システムを組み合わせて提供する 夜間専用の訪問介護サービスです。

			実績	第7期見込		第8期		今和7年 在	△和22年度
項					令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	(2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護給付	人/月	2	0	0	0	0	0	0	0

③ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に認知症専門のケアを提供する通所介護サービスです。

		第7期	実績	第7期見込		第8期		今和7左 薛	令和22年度
項	目	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)		令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	(2040年度)
介護給付	回/月	326	373	322	344	353	386	419	586
刀。暖和小	人/月	34	37	36	38	40	43	47	65
予防給付	回/月	0	0	0	0	0	0	0	0
נו סייראו זר	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0

④ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み 合わせて提供する多機能サービスです。

項	目		令和元年度			第8期 令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護給付	人/月	6	9	38	40	69	75	81	115
予防給付	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0

⑤ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

介護が必要な認知症の方が5~9人で共同生活をする場で、家庭的な環境のもとで 入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の援助、機能訓練などを行うサー ビスです。

	百 日	第7期	実績	第7期見込		第8期		令和7年度	令和22年度
項	目				令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	(2025年度)	(2040年度)
介護給付	人/月	146	140	142	177	177	177	177	237
予防給付	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員が29人以下の小規模な特定施設入居者生活介護サービスです。

		第7期	実績	第7期見込		第8期		公和7 左帝	△和00年由
項目					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)		
介護給付	人/月	24	23	24	26	27	27	30	44

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設サービスです。

項目			令和元年度		令和3年度 (2021年度)	令和3年度 令和4年度 令和5年度		令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護給付	人/月	48	47	49	49	49	58	58	85

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い要介護者に対し、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて看護職員が居宅を訪問し、療養上の世話、または必要な診療の補助(訪問看護)を行うサービスです。

		第7期	実績	第7期見込	込 第8期				
項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2023年度)	(2040年度)
介護給付	人/月	15	24	25	28	57	58	66	92

⑨ 地域密着型通所介護

利用定員が18人以下の小規模な通所介護サービスです。

		第7期	実績	第7期見込				公和7 左在	令和22年度
項	目	平成30年度 (2018年度)			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	(2040年度)
介護給付	回/月	4,742	5,115	5,556	5,861	6,256	6,601	7,227	10,061
刀 最更和口门	人/月	457	516	552	617	674	714	785	1,087

(3)施設サービス

① 介護老人福祉施設

常時介護が必要で居宅での介護が困難な方が入所して、入浴、排せつ、食事などの 介護やその他日常生活上の援助、機能訓練、健康管理などを行うサービスです。

		第7期	実績	第7期見込		第8期		人 和7左在	△和00年曲
項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2020年度)	(2040年度)
介護給付	人/月	710	724	750	855	855	919	942	1,317

② 介護老人保健施設

病状が安定し自宅へ戻ることができるようリハビリテーションに重点をおいた医療 ケアが必要な方が入所して、医学的管理下での介護、機能訓練などを行うサービスです。

		第7期	実績	第7期見込		第8期		令和7年度	令和22年度
項	目				令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	(2025年度)	(2040年度)
介護給付	人/月	424	439	418	418	418	418	418	714

③ 介護医療院

要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供します。

		第7期 実績 第7期見込			第8期		人 和7左曲	△和00年年	
項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2025年度)	(2040年度)
介護給付	人/月	0	5	8	9	9	9	13	18

④ 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、継続的に医療サービスを受けながら長期の療養を必要とするかたが入所して、療養上の管理、看護、機能訓練などを行うサービスです。令和 5 年度末に廃止の予定です。

		第7期	実績	第7期見込				公和7左 薛	△和00年度
項	目				令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	(2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		(2010平)及/	(2019年段)	(2020千)支/	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)		
介護給付	人/月	4	2	1	0	0	0		

(4)介護予防・日常生活支援総合事業

従来の専門的なサービスに加え、住民等の多様な主体による地域の支え合い体制づくりや要支援者等の要介護状態等の予防又は軽減もしくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施するものです。

,		第7期	実績	第7期見込		第8期		公和7 左帝	△和00左由
項目	項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2025年度)	(2040年度)
介護予防 支援	人/月	232	238	247	258	269	280	291	529
訪問型 サ <i>ー</i> ビス	件/月	46	43	42	40	39	38	38	38
通所型 サービス	件/月	90	91	97	103	109	116	122	296

4 施設整備計画

地域包括ケアシステムの構築に向けて、サービス利用見込み量を勘案する中で、各施設の整備を推進します。

	項目		第7期末時の 整備見込み数	第8期の 整備目標数	第8期末時の 整備見込み数
施	介護老人福祉施設	施設数(施設)	10	1	11
設サ	(特別養護老人ホーム)	定 員 (床)	958	100	1,058
 	人类老「归牌坛凯	施設数(施設)	5	_	5
ビス	介護老人保健施設	定 員 (床)	476	_	476
	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	施設数(ヵ所)	_	1	1
	 夜間対応型訪問介護	施設数(ヵ所)	_	_	_
	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	定 員 (人)	_	_	_
地	 小規模多機能型居宅介護	施設数(ヵ所)	2	1	3
域	小 观快 多城 化 空凸七月設	定 員 (人)	54	29	83
密着型サ	認知症対応型共同生活介護	施設数(施設)	10	_	10
型 サ	(認知症高齢者グループホーム)	定 員 (人)	177	_	177
Į Į Į	地域密着型特定施設入居者	施設数(施設)	1	_	1
ス	生活介護	定 員 (人)	27	_	27
	地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	施設数(施設)	2	(1)	2
	(特別養護老人ホーム)	定 員 (床)	49	9	58
	看護小規模多機能型居宅	施設数(ヵ所)	1	1	2
	介護	定 員 (人)	29	29	58
	特定施設入居者生活介護	施設数(施設)	6	1	7
	(介護付き有料老人ホーム等)	定員(人)	766	80	846
その	○	施設数(施設)	4	_	4
の他	住宅型有料老人ホーム	定員(人)	179	_	179
	ルルングライムを一合は人がよりより、よ	施設数(施設)	7	_	_
	サービス付き高齢者向け住宅	定員(人)	190	_	_

- ◆ 「第8期の整備目標数」のうち「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」は既存施設での増築を、「特定施設入居者生活介護」は第7期計画の繰越事業を、それぞれ見込んでいます。
- ◆ 住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅については、「第8期の整備目標数」及び「第8期末時の 整備見込み数」を定めていません。

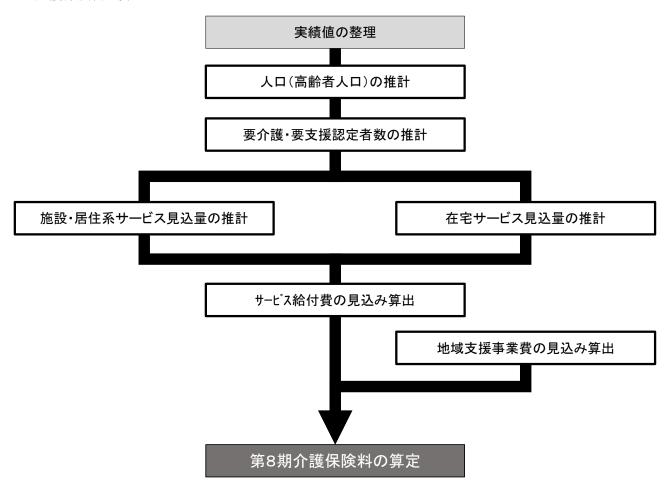


第2章 介護保険事業費と介護保険料

1 介護サービス見込量及び介護保険料の算定手順

介護サービスの見込量及び介護保険料の算定にあたっては、厚生労働省より提供される「地域包括ケア『見える化』システム」を活用しました。本市におけるサービスの利用実績を基礎としながら、利用の伸びなどの傾向やサービス提供の実情、将来の整備見込み等を反映させて算定を行いました。

○ 介護保険料の算出フロー



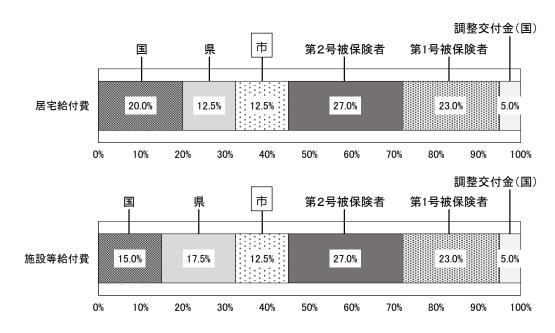
2 介護保険の財源内訳

介護保険の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料、国・県・ 市の負担金、国の調整交付金によって構成されます。

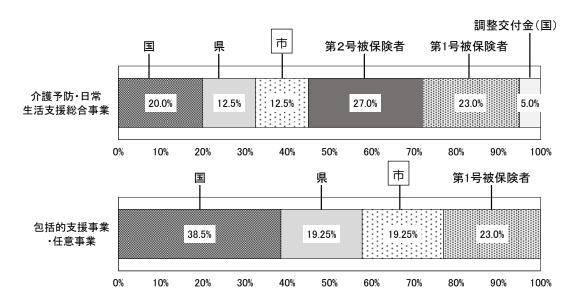
市民の介護保険料で負担する50.0%は、第1号被保険者、第2号被保険者で担います。第1号被保険者の負担は、第7期においては23.0%を担うことになります。

地域支援事業については、包括的支援事業・任意事業は、第2号被保険者の負担がなく、 公費負担が77.0%、第1号被保険者の負担割合が23.0%となります。

○ 介護保険法で定められる基本的な介護保険の財源構成



○ 介護保険法で定められる基本的な地域支援事業の財源構成



3 介護保険給付費見込額

第1号被保険者の保険料を算定する基礎となる介護保険給付費の見込額は、次の とおりです。

○ 居宅介護・地域密着型介護・施設介護サービス給付費の見込み

単位:千円/年

〇 居名介護・地域密看型介護・施設介護	慢ザービス結1	り貸い兄込み		————————————————————————————————————		
区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)	
(1) 居宅サービス						
訪問介護	798,782	845,978	897,019	953,394	1,341,575	
訪問入浴介護	68,520	80,333	87,372	88,478	124,615	
訪問看護	285,923	312,650	336,939	358,914	505,543	
訪問リハビリテーション	33,089	36,048	39,131	42,054	58,962	
居宅療養管理指導	141,847	157,545	169,410	181,726	255,528	
通所介護	1,224,036	1,314,023	1,406,187	1,527,223	2,137,793	
通所リハビリテーション	344,122	363,521	384,419	417,833	592,413	
短期入所生活介護	528,842	577,860	626,191	675,847	963,447	
短期入所療養介護(老健)	19,832	22,502	23,544	28,135	38,746	
短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0	0	0	
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	
福祉用具貸与	311,668	334,315	360,381	385,860	546,560	
特定福祉用具購入費	11,241	11,945	13,117	13,729	19,593	
住宅改修	29,748	29,748	34,129	36,366	50,640	
特定施設入居者生活介護	1,121,663	1,199,511	1,251,633	1,251,633	1,709,088	
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24,116	63,865	68,377	74,237	98,521	
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	
地域密着型通所介護	567,654	607,961	643,668	700,645	980,941	
認知症対応型通所介護	47,447	48,934	53,625	58,162	81,299	
小規模多機能型居宅介護	90,378	154,356	168,798	181,219	257,200	
認知症対応型共同生活介護	522,420	522,169	522,888	522,198	700,899	
地域密着型特定施設入居者生活介護	64,203	66,726	66,726	74,158	109,351	
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護	170,631	170,726	202,018	202,366	296,590	
看護小規模多機能型居宅介護	89,549	184,741	198,985	214,143	299,320	
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	2,790,880	2,792,429	3,001,500	3,092,463	4,327,841	
介護老人保健施設	1,471,591	1,472,407	1,472,407	1,472,407	2,523,110	
介護医療院	46,113	46,138	46,138	66,762	91,747	
介護療養型医療施設	0	0	0			
(4) 居宅介護支援	484,439	487,414	522,370	554,970	604,557	
合 計	11,291,709	11,938,801	12,629,572	13,224,509	18,957,853	
		-				

○ 介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費の見込み

単位:千円/年

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		令和22年度 (2040年度)
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	148	297	297	297	297
介護予防訪問看護	65,847	71,229	75,075	81,163	99,292
介護予防訪問リハビリテーション	14,504	14,695	14,673	15,968	19,422
介護予防居宅療養管理指導	21,258	22,307	23,605	25,551	30,995
介護予防通所リハビリテーション	37,664	40,613	42,483	46,223	56,630
介護予防短期入所生活介護	9,187	10,265	10,959	11,632	14,324
介護予防短期入所療養介護(老健)	216	433	433	433	433
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	68,728	73,005	77,011	83,676	102,127
特定介護予防福祉用具購入費	6,220	6,220	6,814	7,106	8,586
介護予防住宅改修	29,735	32,233	33,361	35,859	44,482
介護予防特定施設入居者生活介護	99,281	103,111	106,179	106,179	124,582
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	58,691	62,357	65,472	71,241	86,585
合 計	409,605	434,600	454,104	482,940	584,878

〇 総給付費の見込み

単位:千円/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
-//	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2025年度)	(2040年度)
在宅サービス	5,416,406	6,002,349	6,416,445	6,921,671	9,662,400
居住系サービス	1,807,567	1,891,517	1,947,426	1,954,168	2,643,920
施設サービス	4,479,215	4,481,700	4,722,063	4,833,998	7,239,288
合 計	11,703,188	12,375,566	13,085,934	13,709,837	19,545,608

4 保険料必要額の算定

○ 標準給付費の見込み

単位:千円/年

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
総給付費	11,703,188	12,375,566	13,085,934	13,709,837	19,545,608
特定入所者介護サービス費等 給付額(財政影響額調整後)	311,180	292,052	305,363	331,994	442,048
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	269,415	278,143	290,825	316,189	421,004
高額医療合算介護サービス費 等給付額	43,455	45,569	47,647	51,802	68,974
算定対象審査支払手数料	9,186	9,633	10,072	10,951	14,581
合 計	12,336,424	13,000,963	13,739,841	14,420,773	20,492,215

○ 地域支援事業費の見込み

単位:千円/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
E 73	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2025年度)	(2040年度)
介護予防·日常生活支援総合 事業費	589,904	589,904	589,904	627,362	583,652
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	227,667	227,667	227,667	235,107	244,298
包括的支援事業 (社会保障充実分)	45,640	45,640	45,640	45,640	45,640
合 計	863,211	863,211	863,211	908,109	873,590

○ 市町村特別給付費等の見込み

単位:千円/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
=/3	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2025年度)	(2040年度)
紙おむつ等購入助成事業	32,608	35,788	39,321	41,374	61,245
合 計	32,608	35,788	39,321	41,374	61,245

項目	計算式	金額
① 標準給付費		39,077,229,389
② 地域支援事業費		2,589,631,749
③ 市町村特別給付費等		107,717,000
④ 第1号被保険者負担相当額	(1) + 2) ×23.0%	9,583,378,062
⑤ 調整交付金相当額		2,042,346,999
⑥ 調整交付金見込額	(今後見込み割合により変動)	228,906,000
⑦ 財政安定化基金拠出金見込額		I
⑧ 財政安定化基金償還金		_
9 準備基金取崩額		853,000,000
⑩ 保険料収納必要額	3+4+5-6+7+8-9	10,680,130,061
⑪ 予定保険料収納率		97.00 %
所得段階別加入割合補正後 迎 被保険者数	各所得段階別見込み人数 × 各所得段階別保険料率	185,370 人
③ 保険料·年間	(1) ÷ (1) ÷ (2)	59,400
④ 保険料・月額	③ ÷ 12	4,950

5 第1号被保険者の介護保険料

(1)保険料の算出

介護保険事業費総見込額(標準給付費合計の見込額と地域支援事業費合計の見込額)の 23%に、国の調整交付金相当額(標準給付費見込額の5%)から実際の交付見込額を差し 引いた分を加えて、3年間の保険料収納必要額を算定します。

保険料収納必要額を予定保険料収納率で割った保険料必要額を、所得段階を考慮して補 正した高齢者人口で割り、さらに 12 か月で割って求めた額が、第1号被保険者の保険料 の基準月額となります。

なお、給付見込額の増加に伴う第1号被保険者の保険料の負担増加を緩和するために、 第7期計画までの介護給付費準備基金から約8億5千万円を取り崩すことにより、第8期 計画(令和3~5年度)における第1号被保険者の1人当たり保険料基準額は、年額 59,400円、月額4,950円としました。

「保険料基準月額の推移」

	期・年度	基準月額
第1期	平成12 ~ 14年度	2,911 円
第 2 期	平成15 ~ 17年度	2,911円
第 3 期	平成18 ~ 20年度	3,711円
第 4 期	平成21 ~ 23年度	3,850円
第 5 期	平成24~ 26年度	4,700円
第 6 期	平成27~ 29年度	4,700円
第 7 期	平成30~ 32年度	4,500円
第8期	令和 3 ~ 5年度	4,950 円

(基金未投入の場合、5,345円)

●第8期計画策定段階における今後の保険料基準額の推計

from the	-1 	3-D 8/8 4/F	++ A Ln4-z	保険料	見込額
年度	計画期	試算額	基金投入額	月額	年 額
令和 7(2025)年度	9期	5,700円	5.6 億円	5,445円	65,340 円
令和 12(2030)年度	11期	6,464円	-	6,464円	77,568 円
令和 17(2035)年度	12期	7,252円	3.1 億円	7,110円	85,320円
令和 22(2040)年度	14期	7,803円	_	7,803円	93,636 円

(2) 第1号被保険者の保険料の段階

国では、第1号被保険者の保険料段階について、所得水準に応じてきめ細かな設定を行うため、標準の段階設定を、本人非課税層5段階、本人課税層4段階と、第7期同様9段階としています。

佐倉市は、国の標準による保険料段階設定に準じることを基本に、より被保険者の負担能力に応じた設定とするため、保険料の多段階化を継続し、第7期から引き続き 10 段階設定とします。介護保険料については、平成 27 年 4 月から消費税を財源とする公費を活用した低所得者の保険料軽減を一部実施しているところですが、令和元年 10 月からの消費税率改定に伴い関係政省令の改正が行われたことから、令和元年度分から軽減対象範囲の拡大を行っています。第8期についても令和2年度改定を継続し、第1段階の負担割合を 0.3、第2段階を 0.5、第3段階を 0.7 とします。

「主な変更点」

第8期における第1号被保険者の保険料の基準所得金額が変更されたことに伴い、所得段階の第7段階から第9段階の「本人の前年中の合計所得金額」を、次のとおり変更します。

所得段階	第7期	第8期	
第7段階	120 万円以上 200 万円未満	120 万円以上 210 万円未満	
第8段階	200 万円以上 300 万円未満	210 万円以上 320 万円未満	
第9段階	300 万円以上 400 万円未満	320 万円以上 400 万円未満	

< 第7期・第8期の保険料段階・保険料率の比較 >

	被保険者構成割合	12.7 %	5.5 %	5.0 %	15.9 %	14.6 %	12.2 %	16.2 %	8.6%	4.1 %	5.2 %
	年額保険料 (円)	17,800	29,700	41,600	53,500	59,400	71,300	77,200	89,100	101,000	112,900
	基準額に 対する比率	0:30	0.50	0.70	06.0	1:00	1.20	1.30	1.50	1.70	1.90
0段階設定)	月額(円)	1,485	2,475	3,465	4,455	4,950	5,940	6,435	7,425	8,415	9,405
15年度 (1	基準月額 (円)					4,950					
第8期 令和3年度 ~ 令和5年度 (10段階設定)	佈	生活保護を受けている 本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下 ・老齢福祉年金の受給者	80万円を超え 120万円以下	120万円を超える	80万円以下	80万円を超える	120万円未滞	120万円以上 210万円未満	210万円以上 320万円未満	320万円以上 400万円未満	400万円以上
【改正後】	松	・生活保護を受けている ・本人の前年中の合計所得金額 世 ・老齢福祉年金の受給者	能 共 騰	税本人の前年中の合計所得金額	十 課税年金収入額 世	B 鰈 彩			本人の前年中の合計所得金額		
	所得段階	器 報		第3段階		第5段電 花	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階 課 税	第10段階
	所 高	無	選	無	#	無	9		<u></u> ₩	6 🗮	無
	被保険者構成割合	13.4%	2.0%	% 9.7	17.2 %	13.8%	11.7 %	16.5%	% 9.8	4.0 %	5.2 %
	年額保険料 (円)	24,300	40,500	40,500	48,600	54,000	64,800	70,200	81,000	91,800	102,600
	基準額に 対する比率	0.45	0.75	0.75	06.0	款 音	1.20	1.30	1.50	1.70	1.90
0段階設定)	月 第 (田)	2,025	3,375	3,375	4,050	4,500	5,400	5,850	6,750	7,650	8,550
12年度 (1	基準月額 (円)					4,500		,			
第7期 平成30年度 ~ 令和2年度 (10段階設定)	裄	課税年金収入額が80万円以下	80万円を超え 120万円以下	120万円を超える	80万円以下	80万円を超える	120万円未満	120万円以上 200万円未満	200万円以上300万円未満	300万円以上 400万円未満	400万円以上
[改正前]	松	・生活保護を受けている ・本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下 - 本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下 - 世・老齢福祉年金の受給者	带 非 羆	税 本人の前年中の合計所得金額	#	· 課 税		市民税	本人の前年中の合計所得金額本	人 鵬 稅	
	所得段階	無 20 20 22 22 4	第2段階	第3段階	第4段階 調	第5段階	第6段階	第7段階 历	第8段階	第9段階 調	第10段階

♦ 第8期の被保険者構成割合は、令和2年4月1日の被保険者の所得情報をもとに算定したものです。

[◆] 令和元年10月の消費税拡大に伴い、非課税世帯の場合の負担割合の軽減措置が拡大されています。 第8期でも、この負担割合の軽減措置が適用されます。

資料編

.

.資料 1 **老人福祉法**(昭和 38 年法律第 133 号)〔部分〕

第三章の二 老人福祉計画

(市町村老人福祉計画)

- 第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定める ものとする。
- 2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
- 3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための 方策について定めるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項の目標(老人居宅生活支援事業、老人ディサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。)を定めるに当たつては、介護保険法第百十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み(同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。)並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、市町村が第二項の目標(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。)を定めるに当たつて参酌すべき標準を定めるものとする。
- 6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むの に支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老 人福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法 律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでな ければならない。
- 9 市町村は、市町村老人福祉計画(第二項に規定する事項に係る部分に限る。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

.資料2 **介護保険法**(平成9年法律第123号)[部分]

第七章 介護保険事業計画

(基本指針)

- 第百十六条 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第三条第一項に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第二項第一号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
 - 三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、総務大臣 その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村介護保険事業計画)

- 第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情 その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条 件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介 護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係 る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
 - 二 各年度における地域支援事業の量の見込み
 - 三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介

護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

- 四 前号に掲げる事項の目標に関する事項
- 3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について 定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確 保のための方策
 - 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための 方策
 - 三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、 地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計
 - 四 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る。)の円滑な提供を図るための事業に関する事項
 - 五 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(予防給付に係るものに限る。)の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
 - 六 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、地域支援事業 と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の一体的な実施に関する事項、居宅要介護被保険 者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係 る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のた め必要な事項
- 4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護 給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の 状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第百十八条の二第一項の 規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当 該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとす る。
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と 一体のものとして作成されなければならない。
- 7 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況

に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。

- 8 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告する ものとする。
- 9 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保 険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 12 市町村は、市町村介護保険事業計画(第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 13 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県 知事に提出しなければならない。

.資料3 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 佐倉市高齢者福祉・介護計画(以下「高齢者計画」という。)に基づく施策や事業の推進に 当たり、効果的な運用を期するため、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会(以下「推進懇話 会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、「高齢者計画」とは、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20 条の8に規定する老人福祉計画及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に規定す る介護保険事業計画をいう。

(所掌事務)

- 第3条 推進懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 高齢者計画の策定及び変更に関して意見を述べること。
 - (2) 高齢者計画に関する事業の進行管理及び点検評価に際して意見を述べること。
 - (3) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関して意見を述べること。
 - (4)地域密着型介護サービス費の支給について意見を述べること。
 - (5)指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関して意見を述べること。
 - (6)指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準に関して意見を述べること。
 - (7) 高齢者計画による施設の整備に当たり、施設の設置及び運営の主体として適当と認められる事業者を選考し、市長に報告すること。
 - (8)介護保険法第115条の48の規定による支援体制に関する検討をすること。
 - (9) その他高齢者計画に必要なこと。

(組織)

- 第4条 推進懇話会は、14人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、別表第1に掲げる者の中から市長が委嘱する。
- 3 前項に規定する委員のうち公募市民の委員は、市民の意見を反映するため、佐倉市内に1年以上在住する者を公募するものとする。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第6条 推進懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総括し、推進懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 推進懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 推進懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 推進懇話会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 推進懇話会は、必要があると認めるときは、関係する職員又は関係者に対し会議への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

- 第8条 推進懇話会の会議は、公開とする。ただし、特定の個人又は法人の情報に関して公開しないことが適当と認める場合は、公開しないものとする。
- 2 推進懇話会の会議は、会議録を作成し、佐倉市市政資料室への配架及びインターネットの佐倉 市ホームページへの登載により公開する。

(検討会の開催)

- 第9条 推進懇話会は、所掌事項の細部について調整等を行うため、必要に応じて次の検討会を開催できるものとし、その所掌事項は次の各号に掲げる検討会に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 高齢者福祉検討会 老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画に関する事業の進行管理及び点検評価並びに調査研究に関すること。
 - (2)介護保険検討会介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画に関する事業の進行管理及び点検評価並びに調査研究に関すること(第4号に定める事項を除く。)。
 - (3) 事業者選考検討会 高齢者計画に基づく施設の整備を伴うサービスを提供する事業者の選考に関すること。
 - (4) 認知症対策検討会 介護保険法第117条第3項第6号に掲げる事項の検討に関すること。
- 2 前項第1号から第3号までに掲げる検討会の委員は、委員のうちから会長が選定する。
- 3 第1項第4号に掲げる検討会の委員は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 第5条の規定は検討会の任期について、第6条の規定は検討会の会長及び副会長について、第7条及び前条の規定は検討会の会議について準用する。
- 5 前項の規定にかかわらず、委員は、事業者選考検討会の会議において自己若しくはその親族又 は自己と特に利害関係のある者に係る審議に加わることができない。

(委員謝礼金)

第10条 推進懇話会の委員謝礼金は、別表第2の額とする。ただし、検討会においては、いずれ も同表の区分の欄に定める委員の謝礼金額を適用する。

(事務局)

第11条 推進懇話会の庶務は、高齢者福祉担当課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進懇話会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月24日決裁 20佐高第596号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月15日決裁 25佐高第103号)

この要綱は、平成25年4月19日から施行する。

附 則(平成27年9月1日決裁 27佐高第758号)

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則(平成28年1月15日決裁 27佐高第1197号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

	分野		選 出 区 分	定数14人
		1	医師	1人
	医療	2	歯科医師	1人
		3	社会福祉協議会	1人
推進	1 	4	民生委員・児童委員	1人
懇	福祉	5	ボランティア団体	1人
話会		6	高齢者クラブ	1人
	A =#*	7	施設介護サービス事業者	1人
	介護	8	在宅介護サービス事業者	1人
	市民	9	公募市民	5人
	学識	10	学識経験者	1人

別表第2(第10条関係)

区		謝礼金の額
	会 長	日額 8,100円
推進懇話会	副会長	日額 7,600円
	委員	日額 7,600円

.資料4 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会委員名簿

(令和3年3月時点)

区分		選 出 区 分	氏 名	備考
医病	1	医師	岩淵 康雄	会長
医療	2	歯科医師	秤屋 尚生	
	3	社会福祉協議会	荒井 裕美子	副会長
福祉	4	民生委員・児童委員	石渡 孝	
7田7川。	5	ボランティア団体	住吉 アキ子	
	6	高齢者クラブ	川崎順子	
介護	7	施設介護サービス事業者	大嶋 和俊	
71 改	8	在宅介護サービス事業者	大野 哲義	
			岡田 恭比呂	
市民	0	小黄 士兄	椎橋 玲子	
	9	9 公募市民	根本 弘子	
			松井 強	
学識	10	学識経験者	石川 雅俊	

欠員1(選出区分:公募市民、令和2年6月辞任)

第8期佐倉市高齢者福祉・介護計画

発 行 令和3年3月

企画・編集 佐倉市 福祉部 高齢者福祉課 介護保険課

〒285-8501

千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地

電話 043 - 484 - 1111 (代表)

043 - 484 - 6243 (直通:高齢者福祉課)

043 - 484 - 6174 (直通:介護保険課)

E-Mail koureishafukushi@city.sakura.lg.jp(高齢者福祉課)

kaigohoken@city.sakura.lg.jp(介護保険課)